

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

竹原市長

## 公表日

平成27年9月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>竹原市は、介護保険法、竹原市介護保険条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1号被保険者の資格管理を行う。</li><li>・資格情報及び所得情報に基づき、介護保険料を賦課する。 (賦課については、日本年金機構と情報交換を行い、年金特別徴収の管理も行う。)</li><li>・介護保険料の収納管理(年金からの特別徴収や納付書や口座振替による徴収、滞納者に対する滞納整理業務)を行う。</li><li>・要介護認定申請に関する情報の管理を行う。</li><li>・介護サービスの利用があったものに対して、国保連合会からの情報に基づき給付を行う。</li><li>・居宅サービス(介護予防サービス)計画作成依頼届出情報の管理を行う。</li><li>・高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給等に関する情報の管理を行う。</li></ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、竹原市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)資格管理ファイル (2)適用除外者・住所地特例者管理ファイル (3)受給者異動情報ファイル (4)要介護認定ファイル (5)給付関連ファイル (6)宛名台帳ファイル (7)口座台帳ファイル (8)保険料賦課ファイル (9)保険料収納・滞納ファイル
--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とする。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 ・番号法 別表第一(第68項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」とする。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報照会に関する根拠)</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とする。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第7項 ・番号法 別表第二(第61項, 第62項, 第93項, 第94項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」とする。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第46条, 第47条</p> <p>(情報提供に関する根拠)</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とする。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第7項 ・番号法 別表第二(第1項, 第2項, 第3項, 第4項, 第6項, 第26項, 第30項, 第33項, 第39項, 第42項, 第58項, 第61項, 第62項, 第80項, 第87項, 第90項, 第93項, 第94項, 第95項, 第117項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	竹原市役所 市民生活部 福祉課
②所属長	福祉課長 平田 康宏
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒725-8666 竹原市役所 市民生活部 福祉課 介護福祉係 住所: 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: 0846-22-7743 ファクス: 0846-23-0140 E-mail: fukushi@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒725-8666 竹原市役所 市民生活部 福祉課 介護福祉係 住所: 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: 0846-22-7743 ファクス: 0846-23-0140 E-mail: fukushi@city.takehara.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

